

障第1448号
平成31年3月12日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

2019年4月以降の放課後等デイサービス事業所及び児童発達支援事業所の報酬区分の適用について

このことについて、厚生労働省から別添のとおり事務連絡がありました。
つきましては、本事務連絡の内容に十分留意いただき、適切に取り扱われますようお願いいたします。
なお、本件にかかる県への届出については、別途通知します。

岐阜県健康福祉部 障害福祉課 地域生活支援係			
担当係長	堀 部	担 当	村 田
TEL	058-272-1111	(内線 2619)	
	058-272-8302	(直通)	
岐阜県健康福祉部 障害福祉課 事業所指導係			
担当係長	奥 村	担 当	高 木
TEL	058-272-1111	(内線 2615)	
	058-272-8302	(直通)	